

国民健康保険組合規約例の一部を改正する組合規約例  
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険組合規約例 (昭和三十四年保発第十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第十一条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>四十万四千円</u>(〇円)を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第十一条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として<u>三十九万円</u>(〇円)を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>